三井鉱山株式会社株式の売却方針の決定について

平成 17年 12月 16日 株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、産業再生委員会の決定を 経て、下記の対象事業者の株式の売却方針を決定しました。

 対象事業者の氏名又は名称 三井鉱山株式会社

2.経緯

対象事業者につきましては、平成15年10月31日に株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。同年12月10日に法第25条第1項に規定する買取決定を行い、平成16年2月には減増資が実行されました。

その後、機構は対象事業者の事業再生を進め、平成17年3月には、スポンサー3社(大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社、新日本製鐵株式会社、住友商事株式会社)に機構保有株式の一部譲渡を行い、スポンサー3社とともに対象事業者の事業再生をサポートしてきましたが、今般、その再生に一定の目処が立ったことから、残る機構保有株式の全てを売却することとしました。今後、機構は株式市場の動向等を勘案しつつ、合理的な方法により、相当期間内に機構保有株式の全てを売却していく方針です。

3.出資額等

機構は、当初、対象事業者に対し額面合計200億円(対普通株式100億円、対A種優先株式100億円)の債権の現物出資(DES)により、発行済株式数の52%(議決権割合の52%)に当たる普通株式及びA種優先株式の全てを取得していました。

このうち、平成17年3月に発行済株式数の33%(議決権割合の33%) に当たる普通株式(当初出資額63億円相当)及びA種優先株式の全てを譲渡 しました。今般、機構に残る全ての普通株式(当初出資額37億円相当、議決 割合の19%*)についての売却を行う予定です。

* 機構の議決権割合 19%の標記は、本年 12 月 2 日のスポンサー3 社による優先株式の普通株式への転換前の数字であり、転換後の現状では約 13%となっております。

4.主務大臣の意見 意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階 株式会社産業再生機構 企画調整室

電話番号 03-6212-6437